

○大野市議会政治倫理条例施行規程

平成19年1月23日

議会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、大野市議会政治倫理条例(平成18年条例第43号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(実質的に経営に携わる企業等)

第2条 条例第3条第3号に規定する「実質的に経営に携わる企業等」とは、議員が資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している企業又は議員が直接運営に関与する企業、団体等をいう。

(調査請求の手続)

第3条 条例第4条の規定による調査請求(以下「調査請求」という。)は、調査請求書(別記様式)を議長に提出して行うものとする。

(調査請求書の受理後の手続)

第4条 議長は、条例第5条第2項の規定による議会運営委員会の協議の結果、調査請求が次の各号のいずれかに該当するときは、当該調査請求を却下する。

- (1) 調査請求の要件を満たしていないとき。
- (2) その内容が調査請求をすることができない対象についてされたものであるとき。
- (3) 調査請求書の記載事項に不備があるとき。

2 議長は、調査請求が前項各号のいずれかに該当する場合において、補正をすることができるものであるときは、調査請求をした者に対し、相当の期限を定めて、その補正を求めることができる。

3 議長は、第1項の規定による却下をしたときは、その旨を調査請求した者に書面により通知する。

(意見の開陳)

第5条 委員会は、条例第6条第1項に規定する審査を行うに当たっては、当該議員に意見を述べる機会を与えなければならない。

(審査報告書の写しの送付)

第6条 議長は、条例第6条第5項の規定により委員会から報告があった場合は、当該審査報告書の写しを調査請求を行った者及び当該議員に送付するものとする。

(公表の方法)

第7条 条例第6条第5項の規定による公表は、大野市公告式条例（昭和41年条例第22号）第2条第2項の掲示場への掲示その他適当な手段により行うものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。ただし、議員から異議があるときは、議会運営委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年1月23日から施行する。

別記様式(第3条関係)

年 月 日

大野市議会議長

殿

議員氏名 印

議員氏名 印

議員氏名 印

調査請求書

大野市議会政治倫理条例第4条の規定に基づき、次のとおり調査を請求します。

記

- 1 調査を求める議員の氏名
- 2 違反する疑いの内容
大野市議会政治倫理条例第 条第 号違反
- 3 添付資料
違反していると疑うに足りる事実を証する書面
疑惑解明の趣意書

別記様式（第3条関係）